

令和 5 年 1 月

第 3 2 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 茅野 和廣

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 5年 2月 6日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 3 2 回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第 1 0 号

下記について付議するため、1 月 25 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎 6 階 6 0 2 ・ 6 0 3 中会議室に、第 3 2 回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 生産緑地法第 1 0 条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について |
| 第 2 号議案 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における下限面積「別段の面積」について |

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2 番 山崎 豊	3 番 茅野 和廣
4 番 伊藤 勝博	5 番 中村 浩幸	6 番 高山 豊江	7 番 早船 輝明
8 番 加藤 吉江	9 番 小櫃 敏文	10 番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一

5 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、3 番 茅野 和廣委員を指名した。

7 農地法第 4 ・ 5 条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項 1 から報告事項 5 について「資料 1」により逐次説明し、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、花木や野菜を栽培し専業農家を営む、木曾呂のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、木曾呂小学校から南に200mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北東に300mほどの所に位置した2筆、計851㎡でございます。」

買取事由発生人は、15歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和4年9月29日に84歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む12,062㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻、母の4人で、ジャクナゲ、ツツジ等の花木とヤツガシラ、サトイモ等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願いいたします。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局と現地を確認して参りました。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(3) 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

1) 議長は第2号議案No.1及びNo.2を一括上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1及びNo.2は、関連がありますので、まとめてご説明いたします。本件は、差間のかたから、辻のかたへの利用権の設定で、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口自然公園から北西に100mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、2筆、計2,375㎡でございます。」

No.1及びNo.2の貸付人は親子で、農地の管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度を利用し、耕作希望者を探していたところ、経営規模拡大のために農地を探していた借受人と期間5年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、川口市より農用地利用集積計画案の審議依頼がございましたので、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の農業に関わる経歴でございますが、川口農業塾を受講したのち、さいたま市の個人農家にて、研修生として2年半、有機・自然農法の多品種栽培の実習を経て、令和4年9月にさいたま市において新規就農を果たしております。

次に、借受人世帯の農業従事状況といたしましては、研修先の農園においても、年間300日程度従事していた実績があり、借受人が一人で年間300日程度従事することを見込んでおります。

耕作状況といたしましては、現在、市外に貸借している2,126㎡の農地はすべて耕作されており、サツマイモやサトイモを栽培しております。申請地においても、サツマイモを栽培するということであり、マルシェや近隣の店舗に出荷するほか、規格外品については、焼芋

に加工し出店イベントにて販売しております。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は本市の基本構想に沿った計画であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「去る1月12日、事務局とともに申請地を確認して参りました。申請地は見沼田圃内の田であります。粘土質のため一般的にはサツマイモの栽培には適さない土壌であり、今後、土づくりに苦労されることと思いますが、借受人は厳しい環境に挑戦する意欲とそれを乗り越えるバイタリティーあるかたとお見受けをしました。

同時に、関係法律の設定要件を満たしていると考えます。貴重な農地存続とともに農業に取り組む意欲ある農業者育成のためにも必要と考えます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

議長 「新たに市内で就農されたかたが1名増えたことになり、大変望ましい案件と思います。」

5) 議長は第2号議案No.1及びNo.2について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(4) 第3号議案 農地法第3条第2項第5号における下限面積「別段の面積」について

1) 議長は、第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「第3号議案 農地法第3条第2項第5号における下限面積「別段の面積」についてご説明申し上げます。

審議に先立ちまして、前回の会議において、令和5年4月1日から下限面積要件は廃止されるものの、令和5年1月から3月までの3ヵ月間における別段の面積について、委員の皆さまにご意見を伺ったところ、委員お一人から2点ご意見をいただきましたのでご報告いたします。

まず、1点目として「下限面積の廃止については、関係法律等の一部改正法律が成立し、令和5年4月1日から施行するとのことであるが、本件について、国はいつ頃の国会、衆議院・参議院で審議し可決したのか」とのご質問でございました。

このご質問の回答といたしましては、下限面積要件の廃止に関する農地法の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案として、令和4年3月8日に衆議院に提出され、4月21日に可決された後、同日参議院の議案として受理され、5月20日に可決し、5月27日に公布されたものでございます。

次に、2点目として「下限面積要件は、権利移動を判断する重要な根拠であると考えますが、いかがか」とのご質問でございました。

このご質問の回答でございますが、ご指摘のとおり下限面積要件は、権利移動を判断する重要な根拠であります。下限面積要件が廃止されても、農地法に基づき農地を取得等する場合においては「農地のすべてを効率的に利用すること」「必要な農作業に常時従事すること」「周辺の農地利用に支障がないこと」等の農地法第3条第2項各号に規定する要件は存置され、農地等の権利取得に当たってはこれらの要件を満たす必要がございます。

そのため、農業委員の皆さまにおかれましては、これらの要件を適切に審査することにより、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生ずることがないように、引き続きご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上が事前にいただきましたご意見とその回答でございます。

それでは、第3号議案をご覧ください。

下限面積要件は令和5年4月1日に廃止されるものの、農林水産省経営局長通知により毎年検討を行うものとされているため、令和5年1月から3月までの3ヵ月間における取扱いについてご審議をお願いするものです。

裏面の参考資料に記載のとおり、市内耕作地平均面積が大きく変わっていないことなどから、別段の面積を修正しないとするものでございます。

なお、参考資料の「2 市内耕作地面積等について」に集計中でありました令和4年度の数値を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

3) 審議内容は以下のとおりである。

議 長 「この件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。」

茅野委員 「ただいまの事務局からのご説明で、下限面積要件の廃止について、この関係法律は約1年前から国会において、審議が開始されたということで説明がありました。

ということは、農林水産省では、その数ヵ月前もしくは数年前から下限面積要件の削除について内部検討され、地方公共団体、地方の農業委員会、あるいは全国農業会議所等の農業団体と協議、検討を重ねてこられたことは、容易に想像できるわけであります。

そこで、なぜ国は農地法の下限面積の削除、撤廃をするような動きになったのか、基本的な議論の背景をぜひお尋ねしたいと思っております。

なぜこのような質問をするかと言いますと、この下限面積、別段の面積については、本農業委員会では、毎年この時期に現行の面積が適正かどうか見直し、審議を行っております。委員の皆さんもご承知のとおり、2年前の第8回農業委員会会議及び昨年第20回農業委員会会議において、僭越ながら私はこの下限面積、別段の面積30アールを20アールにすべきであると、いわば面積要件の緩和措置について提案をいたしました。

私としては誠に残念でしたが、結論は時期尚早との判断で、ご理解いただけず、現行の30アールのままとなっています。

この緩和措置の20アールの提案は、農家の後継者不足、農業者の高齢化などが加速していく状況のなかで、新規就農者、新規参入者のかたには、失敗を恐れず、勇猛果敢に挑戦していただくため、受け皿を広く、参入の壁、垣根を低くして、門戸を開くべきだとの考えのもと、面積要件のハードルを下げるということを提案した次第であります。

こうした中、このたびは、下限面積50アール以上の基準について、農地法施行規則に規定されている別段の面積の最低基準10アール以上に緩和するという一部改正ではなく、大幅に、大胆にも撤廃をしました。一気に加速して、ゴールテープを切ってしまったという状況になっております。時期尚早などとの甘い判断・決断ではありません。

重ねて申し上げます。国は緩和措置ではなく撤廃をしたわけですが、こうした動きになった本質的な議論や背景をお尋ねします。」

事務局 「ただいまの背景の関係でございますが、農林水産省事務次官通知案によりますと、今回の法改正の主たる内容について示されております。

その内容につきましては、農業者の減少、高齢化が加速化するなかには、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小に関わらず、意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であるとのことであり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から、面積要件を廃止したものであると示されております。」

茅野委員 「私もその事務次官通知案を読ませていただきました。そういうことであるかと思えます。

同時に、もっと根の深い所に本質があるのではないかと、私なりに勉強させていただきしました。浅学非才ながら、なぜだろうと考えを巡らせましたところ、農業委員の皆さまには釈迦に説法と思えますけれども、少しお聴き取りいただければと思います。

小松菜、ほうれん草、トマト、イチゴなど野菜に限ってですが、元々すべて路地栽培でありました。その後、技術の発展により、条件にあった気象、土壌、肥料を人工的にコントロールできるビニールハウス、プラスチックハウス、ガラス温室を利用した施設園芸栽培が普及し、どんな時期にも安定して収穫ができるようになり、経営も安定して参りました。

さらに、1990年頃からは、LEDなどにより、完全人工型と言いますか、太陽光利用型の植物工場が普及し、より安定した品質と生産効率が高まったという状況になりました。

さらに今や、農業も宇宙科学時代に突入して参ります。いわば、スペースサイエンステクノロジーとでも言うのでしょうか、そうした我々が考えも及ばないような時代に入って参りました。時代の進展とともに、技術は驚くべき進歩を遂げております。

日本の某企業でも、既にJAXAあるいは宇宙開発技術センターって言うのでしょうか、そういうところにも参画しながら、2040年代には月面基地に1000人移住といった野心的な目標を立て、月面基地の超高効率植物工場を計画し、研究開発が進められています。レタス、トマト、大根、イネなど、ロボットによる自動収穫を行う研究が進められています。いかなれば、SFの世界が現実世界になろうとしております。

こうした中で、広い農地や土がなくても、農業経験のない企業であっても、植物は生産できるという時代に入って参りました。そのような時代に突入しているにも関わらず、旧態依然とした仕組みの中での取り組みは、日本は食糧、安全保障の問題に直面してしまうし、地域農業の持続的な発展は考えられないという危機感が背景にあるのではないかと私は考え

ております。

究極的には、これらが関係法律の一部改正する本質ではないかと考えていますが、いかがなものでしょうか。そういった時代の進展を考えた上で国の改正があるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。」

議長 「ただいま、茅野委員からこの本質はこういうことではないかというご指摘がございましたが、これについて事務局から何かコメントはありますか。」

事務局 「ただいま茅野委員がおっしゃったとおり、この時代になって農業のあり方もすごく変わってきたと思います。

そういった農業のあり方を勘案した上で、近年、下限面積の撤廃について、国や県を中心に協議がなされ、今回の一部改正が行われたものと認識してございます。」

茅野委員 「ありがとうございます。その上で、いくつか事務的な観点から質問させていただきます。

1つ目は、下限面積要件の削除、撤廃によって、今後の本農業委員会、そして農業委員会事務局の運営に影響を及ぼすものと私は推察しております。

農林水産省は今後の農業委員会運営等について具体的な指導基準やマニュアルを定めているのでしょうか。」

事務局 「現在のところ、農業委員会の運営に関する詳細なマニュアル等は存在いたしません。

ただし、下限面積要件が撤廃されることにより、今後どのような案件が出てくるのか、また、どのような指導基準やマニュアル等を作成すべきなのかについては、ほかの市町村と協議しながら、検討していきたいと思っております。」

茅野委員 「なぜこんな確認をしたかと言いますと、下限面積要件の撤廃によって、本年4月以降徐々にではあると思っておりますが、事務局窓口や農業委員会運営における事務量の増加とともに、取り扱い方法で混乱が生じるのではないかと考えており、当委員会事務局の組織体制の充実が必要ではないかと考えております。

また、事務量の増加に伴い、農業委員の現場確認の頻度も増加するのではないかと考えておりますが、この点はいかがでしょう。」

事務局 「茅野委員がおっしゃるとおり、もしかしたら、相談や案件が増える可能性はあります。

それに伴い、農業委員の皆さまの現場確認の頻度が増加することも考えられ、その際は改めてご説明した後、再度ご協力を要請する状況になるかもしれません。」

茅野委員 「2つ目ですが、本来、この下限面積は農業経営基盤の零細化を防ぐ目的がありました。俗に農地が、農家しか持てないと言われる所以から、この撤廃が農地の規制緩和、自由化と捉えるかたも、これから多く存在してくると思われまして。

例えば、農業に従事する時間がたっぷりあるというかたが、仮に2アール、約60坪程度の農地を取得し、小規模農地に見合う簡易な農機具を備えて、野菜農家を始めようとする場合、農業委員会の審議案件になると思われまして、この点はいかがでしょう。」

また、農業委員会事務局にはこのような電話や窓口相談も相当増えるものと思われまして、その点もいかがでしょう。」

事務局 「下限面積撤廃により、電話や窓口相談が増加するのではないかと想定しております。

今後、事務局では、様々な案件について協議を重ねながら、想定質問等を作成するなど、対応できる体制の構築をしていきたいと思っております。

また、新規就農を希望されるかたへの対応ですが、初期投資にかかる相談をはじめ、それに付随するような支援策については、市長部局との連携を強化し、検討していきたいと思っております。」

茅野委員 「最後ですが、ただいま一例で申し上げた、農地を取得し、農業に従事していたところ、例えば死亡や身体故障等の何らかの理由により、結果として、投機的な農地取得、つまり不動産投機案件になることも十分考えられますが、この点はいかがでしょう。」

事務局 「先ほどのご質問を踏まえ、直接の回答にはならないかもしれませんが、国から事務処理基準について改正案が示されており、その中で、農地を自家消費の目的で農作物の栽培等に供する場合であっても、全部耕作要件を満たすなどすれば、許可をすることは可能であるという案がでております。

その審査をする際には、農業委員の皆さまに現場確認をいただくとともに、投機的な農地購入でないことを判断する上で、耕作計画をきちんと提出していただくなど、本当にこのかたが農業をやることを目的として農地を購入する意思があるのかどうかを一緒にご判断いただきたいと思います。」

茅野委員 「いわゆる下限面積を撤廃したことによって、相当、事務局なり農業委員のハードルが逆に言えば高くなったと思います。

審査をきちんとしないとどんどんすり抜けていって、本来の改正した目的と全く別の所へ行ってしまわないかと危惧をしています。ぜひ、引き続き我々も慎重審議していきたいと思いますので、ご指導よろしくをお願いします。」

議長 「ただいま、茅野委員から色々ご指摘をいただきましたけれども、一挙に国が撤廃というところをもっていったのは、やはり、自給率を高めたいという意思が国は相当働いているだろうなと思います。

なぜこのようにいきなり撤廃になったのか想像しますと、例えば川口の場合、現行の下限面積が30アールであり、30アールを20アールって引き下げていっても、おそらく農業を辞めるかたは減らない、新規参入もそう増えないという想定の上に、撤廃に踏み切り、その代わりに多様な人材に農業参入してもらい、多様な農業をやってもらいたいと考えているのではないかと思います。

従来は、一定の農地を持っていないと農業はできませんでしたが、小さい農地でも農業が始められれば、小さい農地でもこういう農業をやりたいなど、従来の農業と全く異なる発想を持った多様な人材が参入するのではないかと期待をして、撤廃を決断したのだと思います。

そこに加えて、半農半Xということも国が言い出しました。この半農半Xというのは、農業だけで生計を立てるというのではなく、農業以外のXの部分の両立で生活ができるようにしてくださいという意味で、半農半Xということも言い出したと私は理解しております。

また、茅野委員からご指摘があった下限面積の撤廃により、確かに投機的な農地の取得があるだろうと、以前から言われていました。

ですから、我々農業委員会としては、本当に農業をやっていく意思がある計画があるかどうか徹底的に審査するしかありません。

ところが、この審査をしても、その投機的な目的で農地を取得しようとした人が、当面は農業をやったとしても、一定年数が過ぎたらほかの用途に転用してしまい、投機的な目的に農地を使うということもあり得るので、その先の何年後のことを考えると怖いところがあります。

ですが、今の段階では、農地法にもそういう対策に関する記載はありませんので、当面は厳格な審議を行い、本当に農業でやっていく意思があるかどうかと確認するしかない、私は考えております。ほかにご意見はございますか。」

伊藤委員 「令和5年1月から3月までの3ヵ月間における下限面積の取扱いについては、配布いただいた下限面積に関する資料、他の市町村の動向を踏まえ、下限面積は現行のまま修正しないということによいと思います。

指定から30年が経過した生産緑地を所有する農家さんのうち、特定生産緑地に移行を希望されたかたが90%ほどいるとお聞きしております。また、直近でも新規就農を果たしたかたもいらっしゃいました。

30アールから20アールに下限面積を引き下げることにより、市内の農家さんの中には、川口の農業がダメになってしまったのかと、悪い方向でやる気がなくなってしまうかたも出てくるかと思えます。

また、農家の零細化、投機的な目的で農地を取得しようとする案件については、今後もしっかりと審議していかなければならないと思います。」

議長 「別段の面積については、国の通知で毎年一回審議することになっておりますので、今回ご審議いただきました。

下限面積が4月から撤廃されれば、この別段の面積もなくなることも踏まえ、別段の面積は修正せず、現行のままとしたいと思います。」

4) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

9 連絡事項

- ・指定から30年が経過した生産緑地の取得のあっせんについて
- ・川口市優良郊外型住宅制度について
- ・第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（案）に対して提出された意見等の回答について

10 閉会

午前10時58分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第32回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和5年1月25日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩